

第2回串間市農業委員会定例総会

日 時 令和5年7月31日（月曜日） 開始 13:00 終了 14:30
会 場 串間市役所3階大会議室

出席農業委員 13名

1番（会長） 原田 俊一 6番 牧野 菜那 14番 松本 壽利 25番 廣見 安彦
2番（会長代理） 奥村 千扶子 11番 安永 博行 19番 松田 富夫 （4番欠番）
3番 田中 達成 12番 野邊 康德 20番 島田 正弘
5番 森 通弘 13番 堀口 宗幸 23番 上村 眞司

欠席農業委員 0名

出席推進委員 11名

7番 谷口 昭 16番 内田 浩輔 24番 石上 平八郎
8番 武田 秀俊 17番 本川 理恵 26番 川崎 竜雅
10番 北原 裕紀 21番 中嶋 悦雄 27番 山口 浩幸
15番 川崎 博樹 22番 川崎 正博

欠席推進委員 2名

9番 河野良人 委員、18番 山口広昭 委員

議事録署名委員

5番 森 通弘 委員、25番 廣見安彦 委員

議事日程

第1 報 告 専門部会長及び副部会長の互選について
第2 報 告（解約） 農地法第18条第6項の規定による届出について
第3 議案第 7号 農地法第3条の規定による許可申請について
第4 議案第 8号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
第5 議案第 9号 農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）
第6 議案第10号 農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）
第7 議案第11号 農用地利用集積等促進計画の要請について（新規）

出席事務局 5名 事務局長 河野 あずさ 次 長 山口 憲一
調整係長 内田 葵 主任主事 日高 俊太郎 主 事 野邊 恵利菜

議長（1番）

ただいまから第2回農業委員会定例総会を開催いたします。

本日は、9番委員と18番委員より欠席届が提出されていますので、出席委員は『農業委員13名、農地利用最適化推進委員11名』でございます。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、農業委員全員の出席がありますので、総会が成立していることを報告いたします。

議事録署名委員の指名

議長（1番）

本総会での議事録署名委員の指名をいたします。

議事録署名委員は、

5番 森 通弘 委員

25番 廣見 安彦 委員 をお願いします。

報告：議案第6号、専門部会長の互選について、農地法第18条第6項の規定による届出について

議長（1番）

ただちに議案審議に入ります。

まず報告、議案第6号、専門部会長の互選について、農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局より報告させます。

事務局

まず、各専門部会長の互選結果を報告させていただきます。

第1回串間市農業委員会総会におきまして、各専門部会長につきましては、各部会に所属する農地利用最適化推進委員で協議・決定した内容をあらかじめ承認し、本日の総会で報告するとなっております。

協議の結果は、配布資料のとおりでございます。お目通しいただきたいと思っております。

次に、農地法第18条第6項の規定による合意解約について報告いたします。

今回の合意解約は4件でございます。内容といたしましては、耕作者変更・賃借人の申し出・農地売却が解約の理由となっております。お目通しいただきたいと思っております。以上でございます。

議案第7号：農地法第3条の規定による許可申請について

議長（1番）

次に議案第7号、農地法第3条の規定による許可申請について、受付番号1番から2番の2件を議題といたしまして審議決定を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第7号、農地法第3条の規定による許可申請は受付番号1番から2番の所有権移転に関する2件について説明します。事務局によります申請書類の審査において、「許可することができない」と定めてあります、農地法第3条第2項各号の不許可の事由につきましては、

1号) 権利を取得しようとする受人及びその世帯員等が行う農業経営に必要な機械の所有状況、労働力、技術面からみて、現在の経営農地と今回の許可申請農地を含めたすべての耕作農地を効率的に利用し、農業経営を行うことができないと認められる場合

3号) 今回の許可申請内容が、信託の引受けによる権利の取得であること

4号) 権利を取得しようとする受人及びその世帯員等が、現在の経営農地と申請農地すべてで行う農業経営に必要な常時従事がないと認められる場合

5号) 今回の申請農地を、転貸しようとする場合

6号) 周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合であります。

今回の許可申請受付番号1番から2番の2件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われまます。

皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、21番委員より受付番号1番の1件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

21番委員

議案第7号、農地法第3条の規定による許可申請について、私の担当区域は受付番号1番の所有権移転に関する1件であります。1番につきましては、渡人が非農家で管理できないため受人である現在の耕作者へ売買し、受人は飼料稲を作付けすることです。受人世帯においては、毎年水稻19アール、飼料稲118アールの作付けを行っており、受人世帯の農業従事状況については、本人が100日、夫が200日以上農業従事があるため、機械保有・労働力・技術面についても問題なく効率的な農業経営を行っていると考えます。また、申請地の周辺には飼料稲や水稻が作付けされておりますが、農薬の使用については地域の防除基準に従い、地域で行われる草刈り等の共同作業に参加されるため何も問題ありません。以上、受付番号1番の1件について調査しましたが、農地法3条第2項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も

21番委員

問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

次に2番の1件について、15番委員より説明をお願いします。

15番委員

議案第7号、農地法第3条の規定による許可申請について、私の担当区域は受付番号2番の所有権移転に関する1件であります。2番につきましては、渡人が市外在住で管理できないため申請地は遊休農地になっており、受人は所有権移転後、遊休農地を解消し甘藷を作付けするということです。申請地の一部には、甘藷貯蔵庫が設置してありますが、2アール未満であるため農地転用制限の例外規定にかかる届出書を提出してもらいます。受人世帯については、甘藷を毎年2.3ヘクタール作付けしている農家であり、農業従事状況も本人と妻と子の農業従事がありますので、機械所有、労働力、技術面については問題なく効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、申請地周辺は受人所有地を含む農地であり、甘藷と飼料が作付けされておりますが、農薬等の使用は地域の防除基準を遵守し、地域で行う草刈等についても積極的に参加するとのことです。申請地は遊休農地となっているため、令和5年9月までに解消し、令和6年4月に作付けを開始する予定となっております。以上、受付番号2番の1件について調査しましたが、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより議案第7号、申請2件について質疑入ります。質疑はありますか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。

議案第7号、申請2件を決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第7号、申請2件は許可することに決定いたします。

議案第8号：農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

議長（1番）

次に議案第8号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、受付番号1番の1件を議題といたしまして審議を行います。

まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第8号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号1番の所有権移転に関する1件について説明します。

農地法第5条第2項「許可することができない」と定めてあります各号の不許可の事由は、

1号イ) 今回の許可申請農地が農用地域内にある農地である場合

1号ロ) 今回の許可申請農地が集団的に存在する農地、その他良好な営農条件を備えている農地である場合

2号) 今回の許可申請農地ではなく、周辺のほかの土地で事業目的を達成することができる場合

3号) 許可申請を行うために必要な資金及び信用があると認められない場合や、申請内容にある目的に転用することが確実に認められない場合

4号) 許可申請地を転用することにより、土砂流失・崩壊やその他の災害を発生させるおそれがあると認められた場合や、農業用排水施設の有する機能に支障をおよぼすおそれがあると判断され、その周辺農地の営農条件に支障をきたすおそれがあると認められた場合であります。

受付番号1番の1件の申請地農地区分は農用地域内にある農地ではなく、「農地法の運用について」で制定されております、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地である「第2種農地」に区分されますので、農地法第5条第2項1号ロには該当しておりません。

したがって、事務局により申請書類の審査において、今回の許可申請受付番号1番の1件につきましては、許可要件を全て満たしていると思われまます。皆様のご審議をお願いいたします。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、11番委員より受付番号1番の1件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いいたします。

11番委員

議案第8号、農地法第5条の規定による許可申請について、私の担当区域は受付番号1番の1件でございます。申請地図面の1ページから19ページをご覧ください。渡人は市外在住で管理できず、申請地周辺は山林化し鳥獣被害も多く耕作困難であることから、受人が杉を植林し今後は山林として管理していくということです。申請地の一部は既に杉が植林されており、今回、始末書付きで申請がなされています。また、申請地周囲には農地はなく、雨水は自然浸透で土砂流出等の影響を及ぼすこともありません。なお、植栽後は定期的に草刈り等を行い管理していかれるとのこと。以上、受付番号1番の1件について調査いたしました。農地

1 1 番委員

法第 5 条第 2 項各号に該当しておらず、許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議の方よろしくをお願いします。

議長（1 番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより議案第 8 号、申請 1 件について質疑入ります。質疑はありませんか。

（ なしの声 ）

議長（1 番）

ないようですのでお諮りいたします。

議案第 8 号、申請 1 件を決定してよろしいでしょうか。

（ 異議なしの声 ）

議長（1 番）

異議なしということですので、議案第 8 号、受付番号 1 番の 1 件は許可相当としますが、事業面積の合計が 30 アールを超えますので、農地法第 5 条第 3 項の規定に基づき、宮崎県常設審議委員会への意見聴取を行います。

農用地利用集積計画の承認に伴う市長部局提案

議長（1 番）

次に農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、審議に入ります前にあらかじめ市からの提出議案の面積・件数等を事務局より説明させます。

事務局

農業経営基盤強化促進法が令和 5 年 4 月 1 日に改正され、「農用地利用集積計画」が「農用地利用集積等促進計画」へ変更されましたが、農業経営基盤強化促進法附則（令和 4 年 5 月 27 日法律第 56 号）第 5 条各号により、施行日から起算して 2 年を経過する日までの間は、なお従前の例により新たに農用地利用集積計画を定め、及び公告することができるため、令和 5 年 7 月分も引き続き農地利用集積計画の審議をお願いします。

それでは令和 5 年 7 月分につきましては、串間市長より令和 5 年 7 月 24 日付で、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の承認が求められております。

内容につきましては、議案第 9 号・所有権移転が 5 件・面積が 18,496 m²、議案第 10 号利用権設定が 4 件・面積が 6,951 m²でございます。以上でございます。

議長（1番）

それではただいまから市の提案について審議に入ります。

議長（1番）

議案第9号：農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）

議案第9号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分ではありますが、審議に入ります前に2番委員に関する事案がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、該当議案の開始から終了までの退室をお願いします。
暫時休憩します。

（ 2番委員 退室 ）

議長（1番）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第9号は、受付番号1番から5番の5件であります。先に2番の1件を議題といたしまして、審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第9号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分は受付番号1番から5番の5件についてであります。先に2番について説明します。

「農用地利用集積計画の承認の該当要件」につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項、第1号) 今回の農用地利用集積計画の内容が「地域の農業構造の現状及びその見通しのもとに、地域農業を担う効率的かつ安定的な農業経営体の育成とともに、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すにあたってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。」とある串間市の基本構想に適合するものであること

第2号イ) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること

第2号ロ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること

であり、事務局によります申請書類の審査において、受付番号2番の1件については、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件のすべてを満たしていると思われま。

皆さんのご審議をお願いいたします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、7番委員より受付番号2番の1件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

7番委員

議案第9号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、私の担当区域である受付番号2番の1件を報告します。2番のすべてにおいて、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため、受付番号2番の1件を調査しましたが何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより議案第9号、受付番号2番の1件について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。

議案第9号、受付番号2番の1件を承認してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第9号、受付番号2番の1件は承認し市へ通知いたします。暫時休憩します。

（2番委員 入室）

議長（1番）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第9号、受付番号1番と3番から5番の4件を議題といたしまして審議を行います。

まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

受付番号2番の1件を除く、受付番号1番と3番から5番の4件について説明します。

事務局によります申請書類の審査においては、先ほど説明いたしました、「農用地利用集積計画の承認の

事務局

該当要件」であります、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件をすべて満たしていると思われま。皆さんのご審議をお願いいたします。以上でございます

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、8番委員より受付番号1番の1件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いいたします。

8番委員

議案第9号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、私の担当区域である受付番号1番の1件を報告します。1番のすべてにおいて、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため、受付番号1番の1件を調査しましたが何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

次に3番の1件について、5番委員より説明をお願いします。

5番委員

議案第9号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、受付番号3番の1件を報告します。3番のすべてにおいて、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため、受付番号3番の1件を調査しましたが何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

次に4番の1件について、15番委員より説明をお願いします。

15番委員

議案第9号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、私の担当区域である受付番号4番の1件を報告します。4番のすべてにおいて、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため、受付番号4番の1件を調査しましたが何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

次に5番の1件について、22番委員より説明をお願いします。

22番委員

議案第9号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、私の担当区域である受付番号5番の1件を報告します。5番のすべてにおいて、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られる

22番委員

ため、受付番号5番の1件を調査しましたが何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより議案第9号、受付番号1番と3番から5番の4件について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。

議案第9号、受付番号1番と3番から5番の4件を承認してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第9号、受付番号1番と3番から5番の4件は承認し市へ通知いたします。

議案第10号：農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）

議長（1番）

次に議案第10号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分、受付番号1番から4番の4件を議題といたしまして審議を行います。

まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第10号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分の受付番号1番から4番の4件について説明します。事務局によります申請書類の審査において、先ほど議案第9号で説明いたしました、「農用地利用集積計画の承認の該当要件」であります、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件をすべて満たしていると思われまます。皆様のご審議をお願いいたします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、14番委員より受付番号1番と2番の2件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

14番委員

議案第10号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権設定分、受付番号1番と2番の2件を報告します。この2件のすべてにおいて、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

次に3番の1件について、10委員より説明をお願いします。

10番委員

議案第10号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権設定分、私の調査区域は受付番号3番の1件でございます。3番のすべてにおいて、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、地域の担い手への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

次に4番の1件について、21委員より説明をお願いします。

21番委員

議案第10号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権設定分、私の調査区域は受付番号4番の1件でございます。4番のすべてにおいて、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより議案第10号、申請4件について質疑に入ります。質疑はありますか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。

議案第10号、申請4件を承認してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということでありますので、議案第10号、申請4件は承認し市へ通知します。

議案第11号：農用地利用集積等促進計画の要請について（新規）

議長（1番）

次に議案第11号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、受付番号1番から4番の4件を議題といたしまして審議を行います。
まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第11号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分、受付番号1番から4番の4件について説明いたします。

「農用地利用集積等促進計画の認可要件」につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項、

第1号) 農用地利用集積等促進計画の内容が、宮崎県の定める基本方針及び農地中間管理事業規程に適合するものであること

第2号イ) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること

第2号ロ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること

であり、事務局によりまず申請書類の審査において、受付番号1番から4番の4件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の該当要件をすべて満たしていると思われまます。

皆様のご審議をお願いいたします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、10番委員より受付番号1番と2番の2件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

10番委員

議案第11号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分、私の担当区域の受付番号1番と2番の2件を報告します。この2件においては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の該当要件をすべて満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長（1番）

次に3番と4番の2件について、21番委員より説明をお願いします。

21番委員

議案第11号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分、私の担当区域の受付番号3番と4番の2件を報告します。この2件においては、農地中間管理事

21番委員

業の推進に関する法律第18条第5項各号の該当要件をすべて満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより議案第11号、申請4件について質疑に入ります。質疑はありますか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。

議案第11号、申請4件は農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに、決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第11号、申請4件は農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請いたします。

議長（1番）

以上で議案審議は全部終了いたしました。慎重・審議、誠にありがとうございました。

以上を持ちまして、第2回農業委員会定例総会のすべてを終了いたします。

令和5年7月31日

1番 (会長) 原田 俊一

議事録署名委員

5番 森 通弘

25番 廣見 安彦